

# 島根県 D V 対策基本計画（第 4 次改定） 最終案



パープルリボンは  
女性に対する暴力根絶の  
シンボルです。

令和 3 年（3 月）

島根県健康福祉部青少年家庭課



## 計画策定の趣旨

現行計画の計画期間（平成 28 年度～令和 2 年度）が終了することから、その取組状況を評価・総括するとともに、課題を整理し、この間のDV防止法の改正や国の取り組みの方向性を踏まえ、当県が目指すべき方向性と具体策を示すために改定します。

## 計画策定の位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく法定計画です。

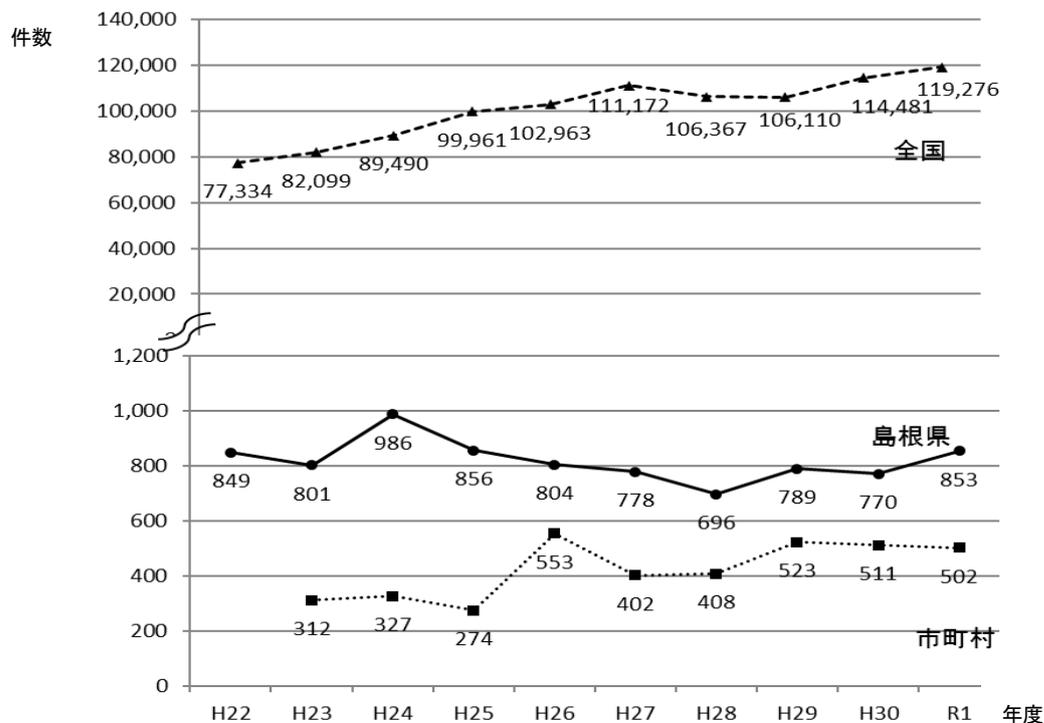
また、「島根創生計画」、「島根県男女共同参画基本計画」等、県の各種計画との整合を図ります。

## 計画の期間

令和 3 年度～7 年度（5 年間）

## DVの現状

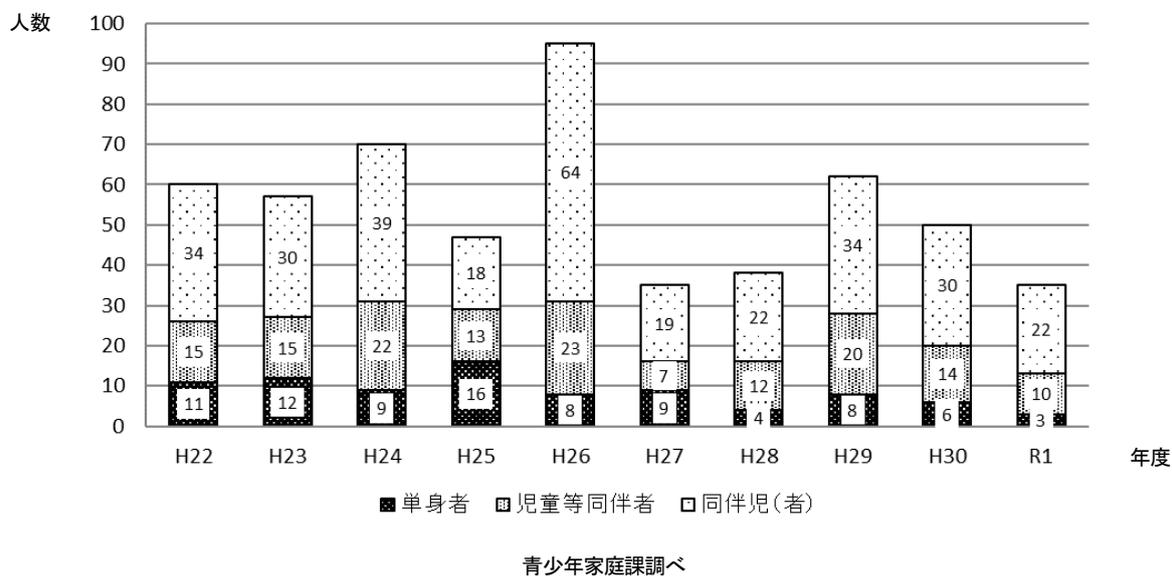
### ○DV相談件数の状況



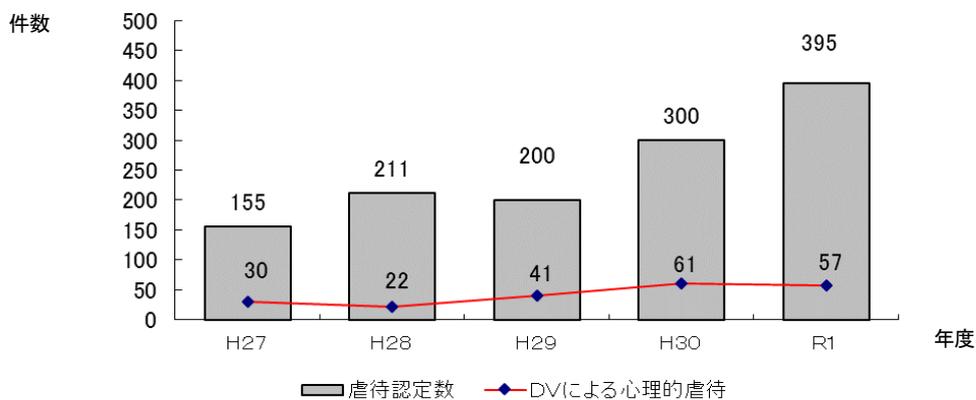
全国件数：内閣府「配偶者からの暴力に関するデータ（令和元年9月25日）」

県及び市町村件数：青少年家庭課調べ

## ○DV被害者等の一時保護の状況



## ○児童虐待に占めるDVによる心理的虐待の認定状況



島根県中央児童相談所とりまとめ 児童相談所「業務概要」(認定件数は児童相談所分のみ)

## 基本理念 (目指すべき方向)

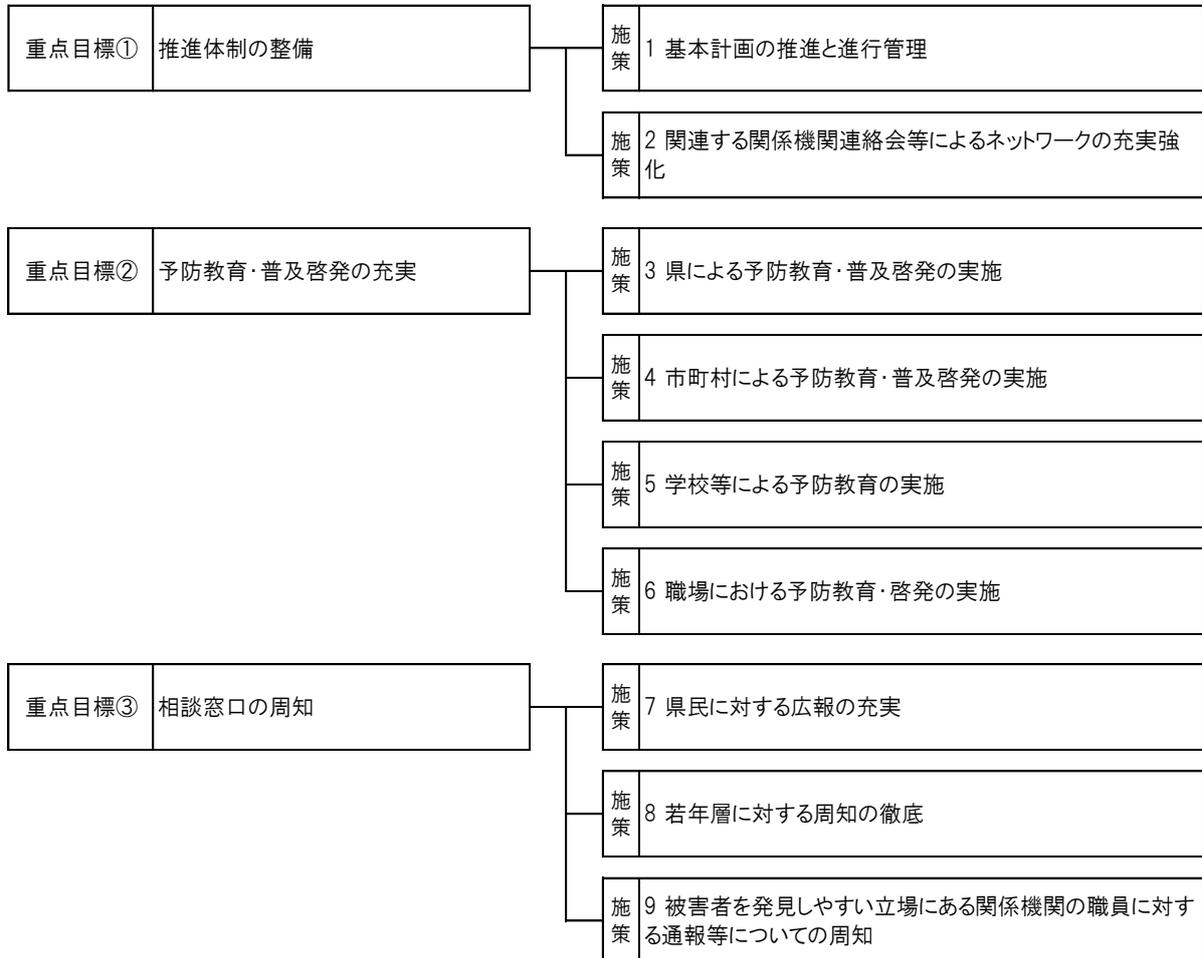
- ◎DVを生まない社会
- ◎DV被害者の人権が尊重される社会
- ◎DV被害者が安心安全な環境で自立(自律)を実現できる社会

# 基本目標及び主な施策

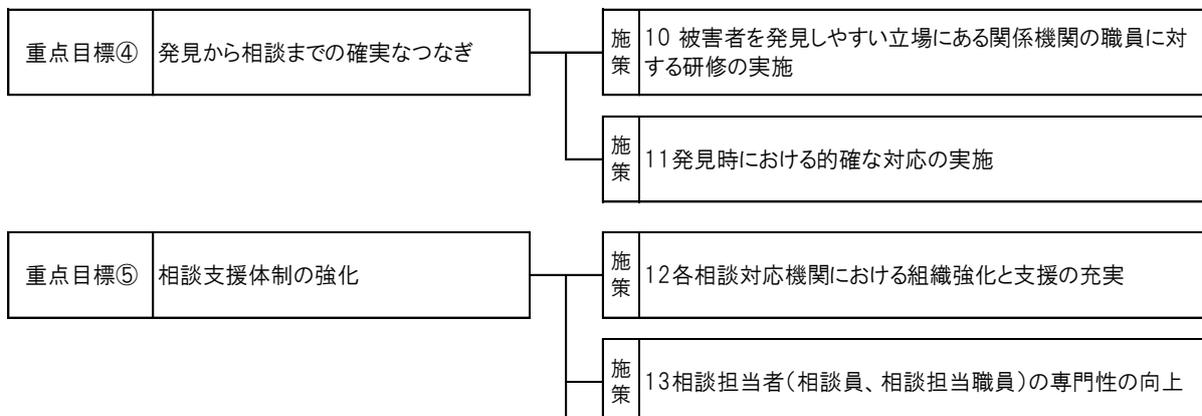
基本目標	主な施策	現状値と目標値
<p>I DVを生まない社会づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や職場、地域等、あらゆる場面における県民への予防教育、普及啓発の実施</li> <li>・DVを発見しやすい立場にある関係機関の職員等への相談窓口の周知</li> </ul>	<p>予防教育を実施している学校の割合            (参考値) 54.7%            → 80.0%            (参考値)            県内の中学、高校・高専、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導をしている学校数の割合(令和2年12月青少年家庭課調べ)</p>
<p>II DV被害者の権利擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の人材育成やスーパーバイズの実施等、各相談機関における相談支援体制を強化</li> <li>・市町村におけるワンストップ機能の充実</li> <li>・警察との連携による緊急かつ安全な保護の実施</li> <li>・DV被害者や同伴児童等への心理ケアや学習支援等一時保護体制を充実</li> </ul>	<p>DV被害者が相談した割合            (参考値) 47.1%            → 60.0%            (参考値)            内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査(令和元年度)」において、DV被害経験者のうち「相談した」割合</p>
<p>III DV被害者のくらしを支える地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種支援制度等を活用し、DV被害者の社会的、経済的、精神的自立(自律)を促進</li> <li>・市町村を中心に、地域におけるサポート体制を構築し、包括的かつ継続的な支援を展開</li> </ul>	<p>市町村がDV被害者に継続的にかかわっている割合            (現状値なし)            → 100.0%            市町村で受理したDV相談のうち、継続的な支援が必要である者について、定期的に状況を確認している割合</p>
<p>IV 関係機関との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談センターの要保護児童対策地域協議会への参画の推進</li> <li>・要保護児童対策地域協議会における児童虐待対応機関とDV対応機関等の連携強化</li> <li>・県の相談機関における相談対応職員が、DVと児童虐待両方の視点を持って相談対応できるよう育成</li> <li>・民間団体等関係機関との連携によるDV被害者支援の充実</li> </ul>	<p>女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員のうち、DVと児童虐待両方の専門研修の受講経験がある職員の割合            (現状値なし)            → 100.0%</p>

# 計画の体系

## 【基本目標Ⅰ】 DVを生まない社会づくり

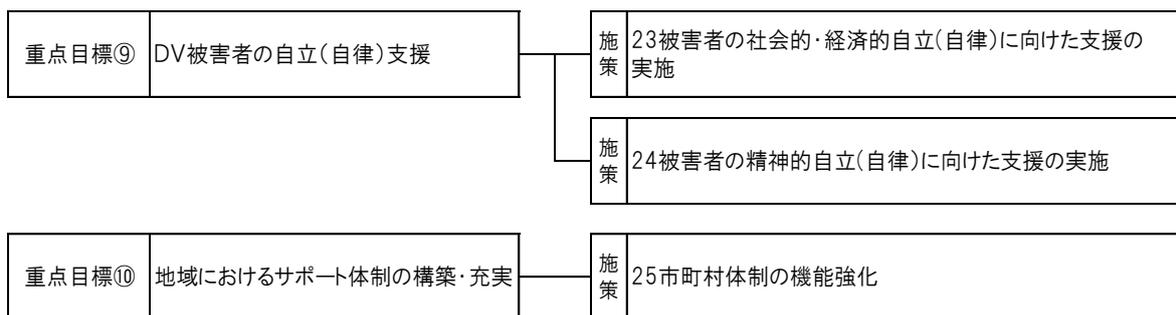


## 【基本目標Ⅱ】 DV被害者の権利擁護





### 【基本目標Ⅲ】 DV被害者のくらしを支える地域づくり



### 【基本目標Ⅳ】 関係機関の連携強化



## 具体的取組

### 【【基本目標Ⅰ】 DVを生まない社会づくり

#### 重点目標①推進体制の整備

##### 1基本計画の推進と進行管理

1 県は、DV対策推進会議において県基本計画の進捗状況を管理し、課題を共有するとともに、全庁的に計画の総合的かつ具体的な推進を図ります。	県DV対策推進会議構成機関
2 市町村は、県基本計画を勘案し、地域の実情に応じた対策を推進するため、市町村計画を策定し実践に努めます。	市町村
3 県は、市町村に対し、市町村基本計画に基づいた施策が円滑に実施されるよう、情報提供や助言等の支援を行います。	県DV対策推進会議構成機関

##### 2関連する関係機関連絡会等によるネットワークの充実強化

4 全県及び各圏域での「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」において、DV防止・被害者支援への共通理解を深め、相互の連携強化と具体的な問題に機動的に対応する体制の構築を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 女性に対する暴力対策関係機関連絡会構成機関
5 要保護児童対策地域協議会や高齢者及び障がい者虐待防止のためのネットワーク等、DVの問題と関連の深い分野において、既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについて検討します。	青少年家庭課 女性相談センター 市町村

#### 重点目標②予防教育・普及啓発の充実

##### 3県による予防教育・普及啓発の実施

6 県民一人ひとりが、DVは重大な人権侵害であること、子どもの面前でのDVは児童虐待にあたること等の正しい理解を持つこと、また、DV発見時には速やかに通報や相談につなげられるよう、講演会や街頭活動、各種研修により、広報啓発、予防教育を積極的に行います。	女性活躍推進課 人権同和对策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
7 「女性に対する暴力をなくす運動」や人権啓発フェスティバル等における集中的な啓発を行うとともに、(公財)しまね女性センターと連携し、男女共同参画・女性活躍の視点から女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け広報啓発等を実施します。	女性活躍推進課 人権同和对策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
8 県内の外国人住民に対して、外国語パンフレットの作成や関係機関と連携した情報提供を行います。	文化国際課 青少年家庭課 女性相談センター
9 DV予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し若年層を対象とした予防教育を行います。 特に、中学生や高校生、大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。	青少年家庭課 女性相談センター 教育指導課 保健体育課
10 市町村等において、地域住民に対する予防教育や啓発事業が積極的に実施されるよう、各市町村の取組状況を把握するとともに、好事例等の情報提供に努めます。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は集中的な啓発を呼びかけ、気運の醸成に努めます。	青少年家庭課

<b>4 市町村による予防教育・普及啓発の実施</b>		
11 市町村基本計画に基づき、地域住民に対する予防教育や啓発事業を実施し、DVに関する正しい理解の促進を図ります。		市町村
<b>5 学校等による予防教育の実施</b>		
12 各学校等において、人権の尊重や、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図るため、関係機関と連携して子どもの発達段階に応じた学習活動を実施します。特に中学・高校等においては、デートDV予防に係る学習の推進を図ります。		総務課 教育指導課 人権同和教育課 市町村
13 学校現場における適切な対応を確保するため、教職員に対しデートDV予防教育への理解を促進する研修を行います。		教育指導課
14 養護教諭等を対象とした予防教育実践者研修を実施し、県で開発した「デートDV予防教育プログラム」の利用促進を図ります。		青少年家庭課 保健体育課
<b>6 職場における予防教育・啓発の実施</b>		
15 県は、各所属の人権・同和問題職場研修推進員に対し、DVをはじめとした各人権課題についての研修を実施します。また、公開講座等により、職員への研修や情報提供を行います。		人権同和对策課
16 市町村は、人権・DVに関する研修を実施し、各職員への意識啓発を図ります。		市町村
17 事業所や各種団体等の各職場において、DVに関する普及啓発や人権研修が実施されるよう、関係各課を通じて働きかけます。		青少年家庭課
<b>重点目標③相談窓口の周知</b>		
<b>7 県民に対する広報の充実</b>		
18 ホームページや新聞・広報等への掲載、リーフレットの配布、相談カードの配置等により、DV相談窓口の周知を行い、その内容の充実及び周知方法の拡大に努めます。		青少年家庭課 女性相談センター
19 男性の被害が潜在化していることが考えられるため、男性被害者がためらわず相談できるよう、相談窓口の周知をはじめ、性別を問わずDV被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。		青少年家庭課 女性相談センター
20 誰でも相談できる窓口として、人権に関する相談窓口の周知を図ります。		人権同和对策課 青少年家庭課
<b>8 若年層に対する周知の徹底</b>		
21 若年層の被害者が一人で抱え込むことのないよう、リーフレット等の配布により相談窓口の周知を行うとともに、若年層に届きやすい相談ツールの拡充に努めます。		青少年家庭課 女性相談センター
22 民間団体と連携した若年層への予防啓発に係る取組を実施します		青少年家庭課 女性相談センター
<b>9 被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する通報等についての周知</b>		
23 医療機関や各種相談窓口（母子保健、児童相談、精神保健、高齢福祉等）の職員等、DV被害者を発見しやすい立場にある関係者が被害を発見した際に、速やかに適切な相談機関へつなぐことができるよう、相談窓口等の情報を積極的に提供します。		医療政策課 青少年家庭課 女性相談センター 警察本部 市町村
24 医療機関において適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。		医療政策課 青少年家庭課 女性相談センター

## 【基本目標Ⅱ】 DV被害者の権利擁護

### 重点目標④発見から相談までの確実なつなぎ

10被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員に対する研修の実施		
25 教職員に対し、DV及びデートDVに対する正しい理解を図るための研修を行います。		教育指導課
26 市町村や関係機関、各種団体等に対しては、県が専門的な研修を実施し、参加を呼びかけます。		青少年家庭課 女性相談センター
11発見時における的確な対応の実施		
27 DVを発見した関係機関は、被害者へ適切な助言を行うとともに、被害者の同意のもと専門機関との情報共有や相談窓口への同行支援等、被害者が確実に相談につながるよう的確な対応に努めます。		各対応機関

### 重点目標⑤相談支援体制の強化

12各相談対応機関における組織強化と支援の充実		
28 県は、女性相談センターがDV被害者支援の中核機関として、複雑な事例の見立てや支援のコーディネート、市町村等への適切な助言等の役割を果たすことができるよう、職員の専門性を高める体系的な研修の実施やより専門的に相談支援業務を指導できる職員（スーパーバイザー）の育成等、組織の強化を図ります。 また、市町村に対しては、ワンストップ機能（*）（役割）の理解促進と、DV相談センターの設置や女性相談員の配置等を働きかけます。 （*ワンストップ機能：被害者に必要な支援について判断し、他部局と連携・調整しながら包括的な支援をコーディネートすること）		青少年家庭課
29 市町村は、被害者に最も身近な相談機関として、相談から自立（自律）まで切れ目のないきめ細かな支援を提供するため、ワンストップ機能の充実を図ります。		市町村
30 複雑な事例や多機関による調整・連携が必要な事案への対応力を高めるため、定期的に事例検討会を行い外部のスーパーバイザーによる助言を受け、専門的な知識と技術の向上を図ります。		女性相談センター 児童相談所（女性相談）
31 被害者の心理的ケアのために、心理判定員によるカウンセリングを行います。		女性相談センター 児童相談所（女性相談）
32 各相談窓口では、被害者の心情に配慮した対応を行い、被害者の状況等必要に応じて適切な面接場所の確保や同行支援を行い、被害者の心身の状況に配慮した丁寧な対応を行います。		女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
33 法的支援、医療的支援が必要な相談者に対し、弁護士や医師による専門的な相談を実施します。		女性相談センター 児童相談所（女性相談）
34 外国人や聴覚障がい者の相談に適切に応じるため、通訳者や手話通訳者を確保します。		女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
35 性暴力被害者に対し、必要な支援を行うため、女性相談センター内に設置されているワンストップ性暴力支援センターたんぼにおいて、医療・心理・法的支援等を行います。		女性相談センター
36 市町村の女性相談窓口において、適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、各窓口での活用を促します。		女性相談センター
37 職務関係者において、適切な対応がされるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。		女性相談センター
38 外国人相談者に対して、多言語による相談体制の充実や支援にあたる人材の育成・確保を行います。		文化国際課

39	外国人被害者の情報伝達手段の確保のため、引き続き通訳ボランティアを育成するとともに、各機関が行うDV関係の研修について情報提供を行い、参加を促します。	女性相談センター
40	性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、あらゆる被害者がより相談しやすい環境の整備及び相談担当職員の専門性向上に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
41	「二次受傷」や「燃え尽き（バーンアウト）」状態等に陥ることを予防したり、緩和を図るなど、女性相談担当者の心理ケアに配慮する必要があることから、組織全体での業務支援や専門家による精神的ケアを行うとともに、女性相談担当者同士の相談（ピアカウンセリング）を実施します。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
<b>13相談担当者（相談員、相談担当職員）の専門性の向上</b>		
42	女性相談担当者や警察相談担当者等が複雑な事例に適切に対応し、解決に向けた支援を行うためのスキルアップを図るため、専門研修を実施します。	女性相談センター 警察本部
43	市町村や民間支援団体等の相談担当者のスキルアップを図るため、専門研修への参加を呼びかけます。	女性相談センター
44	DV対応や児童虐待対応を行う機関においては、個々の職員がDVと児童虐待の特性・関連性に関する理解を深めるため、各機関が実施する研修について相互に参加を呼びかけるとともに、これらの研修への積極的な参加に努めます。	青少年家庭課 児童相談所 女性相談センター 警察本部 市町村
45	被害者に接する関係者が二次的被害（*）を与えることのないよう、スキルアップのための研修等を実施します。 （*二次的被害：相談・保護・自立支援等に携わる職務関係者の不適切な言動により、被害者が傷つき、さらなる被害を与えること）	青少年家庭課 児童相談所 女性相談センター 警察本部 市町村
<b>14各相談対応機関におけるスーパーバイズの実施</b>		
46	各相談対応機関においては、DVについての専門的な知識の習得に努めます。	各相談対応機関
47	県は市町村のスキルアップを図るため、巡回訪問等により事例対応等への助言を行ったり、専門的な知識や技術を要する事例について関係機関から助言を求められた場合には、適切に対応を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
<b>15関係機関との連携</b>		
48	被害者がおかれている多様な環境に配慮して適切な対応ができるよう、各関係機関それぞれの機能や役割を理解するとともに、被害者の個人情報保護の徹底を図りながら、積極的な情報共有と連携強化に努めます。	各対応機関
49	女性相談センター、児童相談所、市町村、警察においては、特にDVと児童虐待の特性・関連性を理解した総合的な判断と機動的な対応が求められることから、定期的な連絡会や事例検討会を開催し、各機関の役割について相互理解を深め連携強化を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
50	被害者が抱える複合的な問題を解決する際には、法的な支援が重要であるため、法テラス島根や弁護士会と連携・協働します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
51	被害者が裁判所において各種申立等を行う際には、手続き時における安全確保や、裁判所の職員等がDVを理解し被害者に寄り添った対応がされるよう、協力を求めています。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
52	被害者に対し支援を行う民間ボランティアや、外国人被害者のための通訳ボランティアに、県が実施する専門的研修への参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上のための機会を提供します。	青少年家庭課 女性相談センター

53 圏域を超える広域的支援が円滑に行えるよう、連携体制の整備を図ります。	青少年家庭課
54 都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、広域的支援が円滑に行えるよう、保護の実施責任の明確化等具体的な対応について、他の都道府県との協議を進めます。	青少年家庭課 女性相談センター

### 重点目標⑥緊急時の安全の確保

<b>16警察との連携による被害者の安全確保</b>	
55 各相談窓口においては、被害者の状況に応じて警察への相談の必要性を説明し、警察への同行支援を行います。警察は、必要に応じて緊急時の対応等を被害者に説明し、被害者の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
56 被害者や同居する児童等に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合には、警察において初期対応を行うとともに、速やかに関係機関が情報共有を行い、被害者の意思を尊重しながら被害者と児童等の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
57 相談窓口等に対し、加害者からの威嚇等が予想される場合、警察と連携し、被害者、同伴する児童等家族、支援者や相談窓口職員の安全確保を図ります。	女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村
<b>17一時保護体制の充実</b>	
58 緊急に被害者等の安全確保を図る必要があり、他に安全な避難先を確保することが困難な場合においては、女性相談センターにおいて一時保護を実施します。	女性相談センター
59 被害者等の安全な移送手段を確保するとともに、移送中の被害者等の精神的安定に配慮します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
60 休日・夜間に緊急保護が必要となる場合は、安全な移送が実施できるよう関係機関が連携し、休日・夜間の移送体制を確保します。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
61 直ちに一時保護所への入所が困難な被害者のために民間宿泊施設の提供（配偶者暴力被害者緊急避難支援事業）を行っていますが、宿泊施設の職員に対して、適切な対応を要請し、被害者の安全確保に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談）
62 被害者の多様な状況に対応した適切な保護ができるよう、配偶者暴力被害者緊急避難支援事業や一時保護委託を行うとともに、被害者の状況に適した委託先の拡充に努めます。	女性相談センター
63 一時保護が必要な男性のDV被害者に対しては、一時保護委託や配偶者暴力被害者緊急避難支援事業の活用により、適切な保護を行います。	女性相談センター
64 一時保護委託先での適切な保護のために、委託先に対し県が実施する女性相談員研修等の参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上の機会を提供します。	女性相談センター
65 一時保護所において、被害者等のニーズに応じた生活支援や問題解決のための支援やケア等が実施できるための体制整備に努めます。	青少年家庭課
66 入所者の心身の状態に応じて、嘱託医による医学的ケアや、心理判定員による心理的ケアを行います。	女性相談センター
67 女性相談センターと児童相談所との連携を強化し、同伴児に対する心理的ケアを充実し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所
68 一時保護所の限られた空間での心理的な圧迫感からくる子どものストレスの軽減を図るため、安全を確保しながら遊び場の提供に配慮します。また、学習支援員による就学児童への学習機会の提供や保育支援を行います。	女性相談センター

18保護命令に対する適切な対応		
69	被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、情報提供や助言などの支援を行います。また、保護命令発出後の安全確保についても警察等関係機関の連携を図ります。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
70	保護命令が発出された児童に対し、学校や保育所等において適切な対応が図られるよう、制度の周知や助言・指導を行います。	青少年家庭課 教育指導課 女性相談センター 児童相談所 警察本部 市町村

### 重点目標⑦加害者更正

19加害者更生等に関する情報収集		
71	国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を研究します。	青少年家庭課
72	加害者が「暴力」を行っていることを認識できるよう、意識啓発の方法を検討します。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部

### 重点目標⑧苦情解決体制の整備

20苦情処理制度の周知		
73	相談者及び関係機関に対し、苦情処理制度の周知を図ります。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
21苦情に対する適切かつ迅速な対応		
74	女性相談センター等においては、受け付けた苦情の適切かつ迅速な対応を行うとともに、業務の改善に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 警察本部
22市町村等関係機関における苦情解決体制の確立		
75	市町村等関係機関における苦情解決体制の確立を図るとともに、受け付けた苦情の適切かつ迅速な対応に努めます。	青少年家庭課 市町村

## 【（基本目標Ⅲ） DV被害者のくらしを支える地域づくり

### 重点目標⑨DV被害者の自立（自律）支援

23被害者の社会的・経済的自立（自律）に向けた支援の実施		
76	被害者からの相談内容に基づき、自立支援プログラムの策定や実施等、自立支援のために必要な措置が適切に講じられるよう、市町村をはじめとする関係機関に対し、組織体制の強化や支援体制の整備等について働きかけます。	青少年家庭課
77	女性相談センター等の相談窓口においては、自立支援に係る情報提供や助言を行うため、常に最新の情報収集を行い、被害者に対する適切な支援に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
78	一時保護所退所後の住宅確保が困難な被害者等に対し、自立のための中間的な施設であるステップハウスの提供を行います。また、運営にあたっては民間と協働し、被害者の多様なニーズに対応したきめ細かな支援を行うとともに、入居者に対し生活指導及び必要な支援を行います。	青少年家庭課
79	公営住宅においては、地域の実情に応じた優先入居制度が円滑に運用されるよう努めます。	建築住宅課 市町村
80	母子生活支援施設等の社会福祉施設への入所にあたっては、関係機関間の連携を強化し、迅速かつ円滑にできるよう努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 市町村
81	民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努めます。	青少年家庭課 女性相談センター

82 福祉事務所において、経済的に困窮しているDV被害者への適切な生活保護の実施を行うとともに、自立相談支援機関において生活自立に向けて積極的な支援が行われるよう働きかけます。	地域福祉課 市町村
83 生活保護制度や母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金等、福祉制度の円滑な活用が図られるよう関係機関との連携を強化します。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
84 DV被害者自立支援金貸付制度の情報提供を行い、資金のない被害者の経済的自立を支援します。	青少年家庭課 女性相談センター
85 ハローワークにおいて、被害者に配慮した対応がなされるよう、「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」等を通じて、島根労働局等へ働きかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
86 職業訓練施設において、被害者に配慮した職業訓練を行います。	雇用政策課
87 就業相談、就業支援講習会及び無料職業紹介の利用を進めるとともに、母子父子自立支援プログラム策定事業を活用し、ハローワークとの連携のもときめ細かな支援を実施します。	青少年家庭課 市町村
88 外国人について、就労差別等の人権問題が発生しないよう、人権啓発フェスティバルや人権週間の広報等を通じて人権を尊重する啓発を行います。	文化国際課 人権同和対策課
89 学校において被害者やその子どもに適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きについて適宜内容をアップデートするとともに、活用を促します。	女性相談センター
90 区域（市町村）外就学に係る弾力的な受け入れを行います。	教育指導課 市町村
91 学校における子どもに対する心のケアの実施や安全の確保、守秘義務の徹底に努めます。	教育指導課 市町村
92 保育所への入所及び放課後児童クラブ等の利用について、弾力的・優先的な取組の推進に努めます。	子ども・子育て支援課 市町村
<b>24被害者の精神的自立（自律）に向けた支援の実施</b>	
93 被害者のニーズに応じた、嘱託医による医療的ケアや心理判定員による心理的ケアを行います。	女性相談センター
94 被害者が安心感、自信、自由を取り戻せるよう、関係機関が連携しながら、被害者に寄り添った継続的な支援を展開していきます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
<b>重点目標⑩地域におけるサポート体制の構築・充実</b>	
<b>25市町村体制の機能強化</b>	
95 県は、市町村における被害者支援への取組が円滑に進むよう、組織づくりや被害者支援にあたっての情報提供や技術的な助言を行う等、市町村の機能強化支援を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談）
96 市町村は、福祉や教育等関係各課における一元的な相談体制の維持に努めます。また、被害者に継続的かつ包括的に関わる体制の整備を図ります。	市町村
97 市町村は、庁内連絡会等において情報共有を図り、包括的な支援を円滑に行うための体制づくりに努めます。	市町村
98 市町村は、福祉事務所における既存の福祉施策・サービスを活用し、被害者の自立支援を行います。	市町村
99 市町村は、DV相談担当職員、保健師、母子父子自立支援員等による継続的な支援を行います。	市町村
100 市町村は、同伴児童の心のケア（虐待環境離脱後に現れる現象への対処）を関係機関と協力して適切に行います。	市町村

## 【基本目標Ⅳ】 関係機関の連携強化

### 重点目標①児童虐待対応機関との連携強化

26 要保護児童対策地域協議会参画機関の連携	
101 DV対応と児童虐待対応の連携強化を図るため、女性相談センターの要保護児童対策地域協議会への参画を推進します。	青少年家庭課 市町村
102 DV対応機関と児童虐待対応機関がスムーズな連携が図れるよう、要保護児童対策地域協議会実務者会議において、DV及び児童虐待の事例についての情報共有やリスク管理を行います。	要保護児童対策地域協議会 参画機関
103 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会において、積極的に情報共有を図るとともに、DV・児童虐待双方の視点を持ち、関係機関の連携による適切な支援と役割分担等について検討を行います。	要保護児童対策地域協議会 参画機関
104 女性相談センター、児童相談所、警察における相談対応職員は、DVと児童虐待両方の専門研修を受講し、双方の視点を持った相談対応に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所 警察本部

### 重点目標②関係機関との連携強化

27 民間団体等その他関係機関との連携	
105 県内の母子生活支援施設をはじめとする社会福祉施設職員が、DVについての理解を深め、入所者の処遇の充実が図られるよう、県が行う女性相談員研修等への参加を呼びかけます。	青少年家庭課 女性相談センター
106 被害者に対する支援活動を行う民間団体の職員が、適切な支援を行えるように、女性相談員研修等への参加を呼びかけたり、各種情報提供や協働での被害者支援など連携を図ります。また、新たな民間団体の育成に努めます。	青少年家庭課 女性相談センター
107 被害者が不法滞在外国人である場合も想定されることから、被害者保護のため地方入国管理局等関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な対応に努めます。	女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
108 被害者が65歳以上の高齢者である場合は、地域包括支援センター、障がい者である場合は、医療機関や障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応に努めます。	高齢者福祉課 障がい福祉課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部 市町村
109 性暴力被害者の支援を行う際には、性暴力被害者支援センターたんぼの機能を生かしつつ、必要に応じて、警察、（一社）しまね性暴力被害者支援センターさひめ、（公社）島根被害者サポートセンターと情報共有を行い、連携・協働を行います。	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 警察本部
110 被害者が抱える複合的な問題を解決する際には、法的な支援が重要であるため、法テラス島根や弁護士会と連携・協働します。 ※再掲	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
111 被害者が裁判所において各種申立等を行う際には、手続き時における安全確保や、裁判所の職員等がDVを理解し被害者に寄り添った対応がされるよう、協力を求めています。※再掲	青少年家庭課 女性相談センター 児童相談所（女性相談） 市町村
112 女性相談員等の研修や教職員向けのデートDV予防教育実践者研修の企画について、民間支援団体と連携して実施します。	青少年家庭課 女性相談センター